

北上市告示乙第46号

地方自治法施行令第158条第1項の規定により、北上市の使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月1日

北上市長 高橋敏彦

1 委託の内容

北上市民稲瀬スポーツ交流館の施設使用料の徴収及び収納事務

2 受託者

北上市稲瀬町前田276番地

稲瀬町自治協議会 会長 亀甲 直美

3 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで